

新潟市環境影響評価審査会規則

平成21年3月24日

新潟市規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市環境影響評価条例（平成21年新潟市条例第5号）第43条第6項の規定に基づき、新潟市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、審査会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 審査会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうち部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

6 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

7 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、第3条第1項中「審査会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「審査会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と、前条中「審査会」とあるのは「部会」とそれぞれ読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、環境部環境対策課において行う。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。